

「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案」について（説明要旨）

本政令案は、麻薬及び向精神薬取締法の目的を達成するため、新たに六種の物質を麻薬に指定するものであります。

（参考）本政令案の概要

1. 内容

次の6種類の物質について、麻薬と同種の有害作用を有し、濫用のおそれのあることが確認されたことから、新たに麻薬に指定する。

- ① 2-エチルアミノ-1-フェニルプロパン-1-オン及びその塩類
- ② N・N-ジアリル-5-メトキシトリプタミン及びその塩類
- ③ 1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類
- ④ (1-ブチル-1H-インドール-3-イル)(ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類
- ⑤ (4-メチルナフタレン-1-イル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類
- ⑥ 1-(4-メトキシフェニル)-N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類

2. 施行期日

公布の日から起算して30日を経過した日

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案要綱

一 次に掲げる物を麻薬に指定すること。(第一条関係)

1 二―エチルアミノ――フェニルプロパン――オン及びその塩類

2 N・N―ジアリル―五―メトキシトリプタミン及びその塩類

3 一―フェニル―二―(ピロリジン――イル)ペンタン――オン及びその塩類

4 (二―ブチル―一H―インドール―三―イル)(ナフタレン――イル)メタノン及びその塩類

5 (四―メチルナフタレン――イル)(二―ペンチル―一H―インドール―三―イル)メタノン及び

その塩類

6 一―(四―メトキシフェニル)―N―メチルプロパン―二―アミン及びその塩類

二 この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行すること。(附則関係)

政令第 号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第八十四号を第九十号とし、第八十号から第八十三号までを六号ずつ繰り下げ、第七十九号を第八十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十五 一―（四―メトキシフェニル）―N―メチルプロパン―二―アミン及びその塩類

第一条中第七十八号を第八十三号とし、第六十八号から第七十七号までを五号ずつ繰り下げ、第六十七号を第七十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十二 （四―メチルナフタレン―一―イル）（一―ペンチル―一H―インドール―三―イル）メタノン

及びその塩類

第一条中第六十六号を第七十号とし、第五十六号から第六十五号までを四号ずつ繰り下げ、第五十五号を第五十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十九 (一―ブチル―一H―インドール―三―イル) (ナフタレン―一―イル) メタノン及びその塩類
第一条中第五十四号を第五十七号とし、第五十三号を第五十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十六 一―フェニル―二―(ピロリジン―一―イル) ペンタン―一―オン及びその塩類
第一条中第五十二号を第五十四号とし、第十六号から第五十一号までを二号ずつ繰り下げ、第十五号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 N・N―ジアリル―五―メトキシトリプタミン及びその塩類
第一条中第十四号を第十五号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 二―エチルアミノ―一―フェニルプロパン―一―オン及びその塩類

附 則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

理由

麻薬及び向精神薬取締法の目的を達成するため、新たに六種の物質を麻薬に指定する必要があるからである。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 ○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）（抄）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(麻薬) 第一条 (略) 一〜四 (略) 五 二―エチルアミノ――フェニルプロパン――オン及びその塩類 六〜十六 (略) 十七 N・N―ジアリル―五―メトキシトリプタミン及びその塩類 十八〜五十五 (略) 五十六 一―フェニル―二―(ピロリジン――イル)ペンタ―ン―一―オン及びその塩類 五十七・五十八 (略) 五十九 (二―ブチル―一H―インドール―三―イル) (ナフトレン―一―イル)メタノン及びその塩類 六十〜七十一 (略) 七十二 (四―メチルナフトレン―一―イル) (二―ペンチル―一H―インドール―三―イル)メタノン及びその塩類 七十三〜八十四 (略) 八十五 一―(四―メトキシフェニル)―N―メチルプロパン</p>	<p>(麻薬) 第一条 (略) 一〜四 (略) (新設) 五〜十五 (略) (新設) 十六〜五十三 (略) (新設) 五十四・五十五 (略) (新設) 五十六〜六十七 (略) (新設) 六十八〜七十九 (略) (新設)</p>

一一一アミン及びその塩類
八十六〜九十 (略)

八十〜八十四 (略)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

一 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

二 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）（抄）・・・・・・ 2

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案 参照条文

○麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）（抄）

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 麻薬 別表第一に掲げる物をいう。

二 四十三（略）

別表第一（第二条関係）

一 七十四（略）

七十五 前各号に掲げる物と同種の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用がある物であつて、政令で定めるもの

七十六（略）

○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）（抄）

（麻薬）

第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。

一～三（略）

四 三―（二―アミノプロピル）インドール及びその塩類

五 N―「二―」二―（四―エチル―五―オキソ―二―テトラゾリン―一―イル）エチル―四―（メトキシメチル）

―四―ピペリジル」プロピオンアニリド（別名アルフェンタニル）及びその塩類

六～十四（略）

十五 一―（三―シアノ―三・三―ジフェニルプロピル）―四―フェニルピペリジン―四―カルボン酸（別名ジフェノ

キシン）及びその塩類

十六 三―「二―（ジイソプロピルアミノ）エチル」―五―メトキシインドール及びその塩類

十七〜五十二(略)

五十三 一―(二―フェニルシクロヘキシル)ピロリジン(別名ロリシクリジン)及びその塩類

五十四 N―(二―フェネチル―四―ペリジル)プロピオンアニリド(別名フェンタニル)及びその塩類

五十五 一―フェネチル―四―フェニル―四―ペリジノール酢酸エステル(別名PEPAP)及びその塩類

五十六 四―フルオロ―N―(二―フェネチル―四―ペリジル)プロピオンアニリド(別名パラフルオロフェンタニ

ル)及びその塩類

五十七〜六十六(略)

六十七 N―〔三―メチル―一―二―(二―チエニル)エチル〕―四―ペリジル〕プロピオンアニリド(別名三―

メチルオフエンタニル)及びその塩類

六十八 N―〔二―メチル―二―(ピペリジノエチル)〕―N―二―ピリジルプロピオンアミド(別名プロピラム)及

びその塩類

六十九〜七十八(略)

七十九 一―(二―メトキシカルボニルエチル)―四―(フェニルプロピオニルアミノ)ピペリジン―四―カルボン酸
メチルエステル(別名レミフエンタニル)及びその塩類

八十 N―「四―(メトキシメチル)―一―「二―(二―チエニル)エチル」―四―ピペリジル」プロピオンアニリド
(別名スフェンタニル)及びその塩類

八十一〜八十四(略)